

奈良市公報

第 2 8 5 号

平成24年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 予防接種の実施…………… 1
- 指定管理者の公募（2件）…………… 2
- 一般競争入札の実施（4件）…………… 3
- 指定管理者の公募…………… 6
- 奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱…………… 7
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定…………… 8
- 交付要求通知書の公示送達…………… 8
- 指定管理者の公募…………… 8
- 市有財産の公売…………… 9
- 放置自転車等の保管（2件）……………10
- 住居番号の設定……………11
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………11
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………11
- 放置自転車等の保管……………12
- 一般競争入札の実施……………12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………14
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………14
- 一般競争入札の実施……………14
- 指定管理者の公募……………16
- 障害者自立支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………17

- 放置自転車等の保管（2件）……………17
- 指定管理者の公募（3件）……………17
- 奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱……………19
- 放置自転車等の保管……………26
- 一般競争入札の実施……………26
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等に係る一敷地内認定建築物以外の建築物の認定……………28
- 予防接種の実施の一部改正……………28
- 公 営 企 業**
- 一般競争入札の実施……………28
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………29
- 教 育 委 員 会**
- 指定管理者の公募……………29
- 選 挙 管 理 委 員 会**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………29
- 農 業 委 員 会**
- 農地部会の招集……………30
- 議 会**
- 予算決算委員会の委員長及び副委員長の当選……………30

告 示

奈良市告示第554号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年4月10日から平成25年3月31日まで	別紙のとおり
結核（BCG）	生後3月から生後6月に至るまでの間にある者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	
麻疹・風しん（MR）	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成24年4月10日から平成25年3月31日まで	

麻しん又は風しん	2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
日本脳炎	1 生後36月から生後90月に至るまでの間にある者 2 7歳6か月以上で平成7年6月1日以降に生まれた者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成24年7月1日から平成25年3月31日まで
急性灰白髄炎(ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書(ポリオを除く。)を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い

合わせてください。

別紙省略

(平成24年9月1日揭示済)

奈良市告示第555号

奈良市柳生の里観光施設(以下「観光施設」という。)の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。
平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 観光施設の所在地及び名称

- 奈良市柳生町155番地の1
旧柳生藩家老屋敷
- 奈良市柳生町337番地
旧柳生藩陣屋跡
- 奈良市柳生下町491番地
柳生観光駐車場

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) 観光振興及び地域の活性化に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部観光振興課
- (2) 申請期間

- 平成24年9月3日から平成24年9月21日まで
- (3) 提出書類
奈良市柳生の里観光施設指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
- ア 奈良市柳生の里観光施設指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市柳生の里観光施設指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市柳生の里観光施設指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市観光経済部観光振興課
電話0742-34-5135

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第556号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市手貝町14番地の1
奈良市転害門前観光駐車場
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関すること。
 - (2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部観光振興課
 - (2) 申請期間
平成24年9月3日から平成24年9月21日まで

- (3) 提出書類
奈良市転害門前観光駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市転害門前観光駐車場指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市観光経済部観光振興課
電話0742-34-5135

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第557号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
公共下水道築造工事（単6）雑司町地内他1箇所ほか37件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加者に必要な資格）
 - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第558号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（佐紀町地内他・中部第76号線）ほか2件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。

(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は

兼ねることはできません。）

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者

イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第559号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 三条本町線及び付帯施設整備工事

(2) 工事場所 奈良市三条本町地内

(3) 工期 三条本町線整備工事

：契約の日から平成25年12月27日まで

三条本町線付帯施設整備工事

：契約の日から平成25年3月28日まで

(4) 工事概要 三条本町線整備工事一式

三条本町線付帯施設整備工事一式

(5) 予定価格 178,598千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限モデル型算出価格 147,935千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（単体での入札参加に必要な資格）

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

(1) 奈良市内に営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。

以下同じ。)を有していること。

- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (3) 一般社団法人日本鉄道施設協会認定の工事管理者等の資格を有し、西日本旅客鉄道株式会社が行う講習を受講している工事管理者、保安管理者及び一般社団法人日本鉄道施設協会が認定する列車見張員を必要に応じて配置できること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(特定建設工事共同企業体での入札参加に必要な資格)平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、2者又は3者による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たしているものであること。

 - (1) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
 - (2) 一般社団法人日本鉄道施設協会認定の工事管理者等の資格を有し、西日本旅客鉄道株式会社が行う講習を受講している工事管理者、保安管理者及び一般社団法人日本鉄道施設協会が認定する列車見張員を必要に応じて配置できること。(構成員のいずれか)
 - (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - イ 代表者以外の構成員(監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」

及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

- (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成24年9月3日から平成24年10月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札登録業者は、電子入札システムからダウンロードできます。また、CDによる貸出しも行います。)
- 4 開札の場所及び日時
- 奈良市役所入札室
平成24年10月5日 午前9時30分

以下省略

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第560号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 橋梁耐震工事(奈保町地内・北部第8号線(黒髪橋))
- (2) 工事場所 奈良市奈保町地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 工事概要 工場制作工一式・当て板補強工(橋脚)一式
支承固定装置(直角)(橋脚基部)一式
支承固定装置(橋軸押込み・直角)(ゲルバー部)一式
支承固定装置(橋軸)(ゲルバー部)一式
座屈拘束ブレース(橋脚)一式・現場塗装工一式
排水装置撤去・復旧工一式・ネットフェンス撤去・設置一式

<p>仮設工一式</p> <p>(5) 予定価格 37,787千円 (消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>(6) 最低制限基準価格 30,154千円 (消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、鋼構造物工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における鋼構造物工事の総合評定値が1,100点以上であり、特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準を満たす鋼構造物工事の監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、一級建築士、鋼構造物工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成24年9月3日から平成24年10月11日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所入札室 平成24年10月12日 午前9時30分</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成24年9月3日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第561号 なら工芸館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。 平成24年9月3日 奈良市長 仲川 元 庸</p>	<p>1 公の施設の所在地及び名称 奈良市阿字万字町1番地の1 なら工芸館</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(1) 事業の実施に関すること。</p> <p>ア 奈良工芸品並びにその制作道具及び材料の収集及び展示に関すること。</p> <p>イ 奈良工芸に関する情報の発信に関すること。</p> <p>ウ 奈良工芸の研究、創造及び制作技術の伝承に関すること。</p> <p>エ 工芸展の開催に関すること。</p> <p>オ 工芸の制作実演及び体験教室の開催に関すること。</p> <p>カ その他なら工芸館の設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>(2) 施設の使用申請等に関すること。</p> <p>(3) なら工芸館の施設及び付帯設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他市長が定めること。</p> <p>3 指定予定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>4 指定申請の方法</p> <p>(1) 指定申請書等の配布及び提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市観光経済部商工労政課</p> <p>(2) 申請期間 平成24年9月3日から平成24年9月21日まで</p> <p>(3) 提出書類 なら工芸館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。</p> <p>ア なら工芸館指定管理者事業計画書</p> <p>イ なら工芸館指定管理者収支予算書</p> <p>ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)</p> <p>エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類</p> <p>オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類</p> <p>カ 団体の役員名簿その他これに類する書類</p> <p>キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書</p> <p>ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状</p> <p>ケ 誓約書</p> <p>5 その他 その他の詳細は、なら工芸館指定管理者募集要項によります。</p> <p>6 問い合わせ先 奈良市観光経済部商工労政課</p>
---	--

電話0742-34-4741

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第562号

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 大気汚染防止及び地球温暖化対策に向けた電気自動車の普及及び電気自動車を利用する観光客の誘致を図るため、充電設備の設置に要する費用について、予算の範囲内で電気自動車用充電設備設置補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 充電設備 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般用電気工作物のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限り、機器本体以外の部分を除く。)をいう。

(2) 急速充電設備 充電設備のうち、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のものをいう。

(3) 普通充電設備 充電設備のうち、入力が200ボルトで、交流電源で充電を行う定格出力10キロワット未満のものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の駐車場所に不特定多数の者の利用に供する充電設備を新設する者(自動車販売事業者及び電力会社を除く。)

(2) リース事業者で、前号に掲げる者を使用者として充電設備のリースを行うもの

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金を交付しない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、充電設備の本体購入費及び設置工事費並びに充電設備の設置に直接必要な電源工事費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(充電設備の設置について、国、他の地方公共団体その他の団体からの補助

金等の交付を受けているときは、当該補助金等の額を控除した額)に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる充電設備の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 急速充電設備 1基につき200万円

(2) 普通充電設備 1基につき20万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 全体平面図(敷地や建物の全体形状が分かる図面に、充電設備の設置場所を明示したもの)及び充電設備の設置予定場所の写真

(2) 設備概要図(充電設備と分電盤の位置関係、分電盤からの配線経路等、設備全体の概要が分かるもの)

(3) 充電設備のカタログ等の写し

(4) 充電設備設置費用についての販売者又は施工事業者からの見積書

(5) 登記事項証明書(個人の場合は、住民票)

(6) 充電設備の設置について、国、他の地方公共団体その他の団体からの補助金等の交付を受けるときは、交付申請書、交付決定通知書等その概要が分かる書類の写し

(7) 市税の納付状況を調査することについての同意書

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、充電設備の設置が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 充電設備が設置されたことが分かる写真

(2) 販売者又は施工事業者との契約書の写しその他の契約内容が分かる書類

(3) 領収書その他の充電設備設置費用を支払ったことを証する書類の写し

(4) リース事業者にあつては、充電設備使用者とのリース契約書の写し

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年9月10日から施行する。

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第563号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年9月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成24年9月3日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年9月18日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、青野町、平松五丁目、法蓮町、高畑町及び四条大路三丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
押熊第1幹線-82	奈良市押熊町74-2	奈良市押熊町208
あやめ池南幹線-490	奈良市菅原町296-1	奈良市青野町111-1
五条幹線-231	奈良市平松五丁目678-2	奈良市平松五丁目680-1
奈良幹線-140	奈良市法蓮町328-1	奈良市法蓮町328-1
紀寺幹線-39	奈良市高畑町142-3	奈良市高畑町140-1
都跡幹線-337	奈良市四条大路三丁目904-2	奈良市四条大路三丁目900

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年9月3日揭示済)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第564号

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105587	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	ベルパージュ奈良あやめ池ケアレジデンス	大阪市北区曽根崎1丁目2番6号新宇治電ビル702号室	株式会社 かんてんジョイライフ	平成24年9月1日
2960190730	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	訪問看護ステーションナース奈良あやめ池	大阪市北区曽根崎1丁目2番6号新宇治電ビル702号室	株式会社 かんてんジョイライフ	平成24年9月1日
2970105603	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	訪問介護ステーションナース奈良あやめ池	大阪市北区曽根崎1丁目2番6号新宇治電ビル702号室	株式会社 かんてんジョイライフ	平成24年9月1日
2970105611	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	ケアプランセンターナース奈良あやめ池	大阪市北区曽根崎1丁目2番6号新宇治電ビル702号室	株式会社 かんてんジョイライフ	平成24年9月1日

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第565号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第566号

奈良市老人福祉センター(以下「センター」という。)の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
 - (1) 奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市東福祉センター
 - (2) 奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市西福祉センター
 - (3) 奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北福祉センター
 - (4) 奈良市南永井町45番地の1
奈良市南福祉センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) センターの事業の実施に関すること。
 - ① 老人の健康相談及び身上相談に関すること。
 - ② 老人の教養向上のための講座の開催に関すること。
 - ③ 老人のレクリエーション、趣味活動等の指導促進に関すること。
 - ④ 万年青年クラブ活動の指導育成に関すること。
 - ⑤ 子育て親子（主として乳幼児（おおむね3歳未満の者をいう。）を養育する親と当該乳幼児をいう。）の交流及び集いの場の提供に関すること。
 - ⑥ 子育てに関する相談及び講習の実施並びに地域の子育て関連情報の提供に関すること。
 - ⑦ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
 - (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市保健福祉部長寿福祉課
 - (2) 申請期間
平成24年9月3日から平成24年9月28日まで
 - (3) 提出書類
奈良市老人福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市老人福祉センター指定管理者事業計画書（自動車4件）

- イ 奈良市老人福祉センター指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿
- キ 団体が平成23年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 団体の代表者が平成23年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- コ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市老人福祉センター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市保健福祉部長寿福祉課
電話0742-34-5439

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第567号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	ニッサン ホーミー	平成3年6月	2.96	50,000	5,000
車-2	トヨタ スプリンターカリブ	平成11年6月	1.58	20,000	2,000
車-3	トヨタ カローラ	平成7年4月	1.33	10,000	1,000
車-4	トヨタ スプリンターバン	平成6年5月	1.49	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

- 2 入札の方式
ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売

却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=00000000>)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込みの手続を完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成24年9月5日（水）午後1時から平成24年9月21日（金）午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成24年9月5日（水）から平成24年9月21日（金）まで
(普通郵便で平成24年9月21日（金）の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低

売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車-1 ↳ 車-2	平成24年9月10日（月）から9月13日（木）まで 午後1時～午後3時（予約制）	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所
車-3		奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所
車-4		奈良市法華寺町1351 奈良市立一条高等学校

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成24年10月5日（金）午後1時から平成24年10月12日（金）午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。

② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成24年10月12日（金）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

(平成24年9月3日揭示済)

奈良市告示第568号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年9月3日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

（平成24年9月3日揭示済）

奈良市告示第569号

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101811	株式会社Y T O	630-8113	奈良県奈良市法蓮町635-1 山末ビル305	介適くらぶ	630-8113	奈良県奈良市法蓮町635-1 山末ビル305	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910101803	株式会社ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	障害福祉サービス ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	居宅介護 重度訪問介護
2910101829	社会福祉法人こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155番地の1	喜蔵庵	631-0052	奈良県奈良市中町501-4	就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）

（平成24年9月6日揭示済）

奈良市告示第572号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年9月4日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成24年9月4日揭示済）

奈良市告示第570号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年9月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

（平成24年9月5日揭示済）

奈良市告示第571号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成24年9月6日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日 平成24年9月1日

項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年9月6日

奈良市長 仲川元庸

廃止年月日 平成24年8月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100219	社会福祉法人 こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155-1	こまどり作業所	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目13-25	就労継続支援(A型)
2910100219	社会福祉法人 こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155-1	三蔵庵	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155-1	就労継続支援(B型)

(平成24年9月6日揭示済)

奈良市告示第573号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年9月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年9月6日揭示済)

奈良市告示第574号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年9月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託
業務内容	「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託仕様書」に記載のとおりとする。
委託期間	運営開始：平成25年1月1日から平成29年12月31日まで (構築期間は本契約を結んだ日からとする。) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約
設置場所	奈良市役所本庁舎より公共交通機関を利用して90分以内とする。
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 単体での入札参加者の資格

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること。

② 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

④ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

⑤ 国税及び奈良市税を滞納していないこと。

⑥ プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度における認定を有しており、(株)日本コールセンター協会にテレマーケティングエージェンシーで登録されている事業者であること。

⑦ 中核市以上の自治体において、総合コールセンター総合運営業務を3年以上受託した実績があること。

⑧ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム(JIS Q 15001及びISO/IEC27001又はJIS Q 27001)を有し、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。

⑨ 本受託業務の主たる運営業務については、一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、電話設備やシステム、ネットワーク関連の構築部分に関しては委託の範囲に含めないが、本業務に支障等が生じた場合は、受託者が全責務を負うものとする。また、それらの設備の保守等を第三者に請け負わせる場合は、事前に本市に協議し書面をもって許可を得ること。

(2) 複数業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)の入札参加資格者の資格

複数の事業者による連合体にて入札に参加する場合

には、次の事項に留意して下さい。

- ① 必ず幹事事業者を決め、複数事業者それぞれの代表印を押した協定書・委任状を作成すること。
- ② 幹事事業者においては、本受託業務の主たる運営業務を担う事業者であること。
コンソーシアムの構成員が単体業者又は他のコンソーシアムの構成員として本入札に参加することは認められません。
- ③ 本受託業務と同様の業務について、制限付一般競争入札中に地方公共団体若しくは国の機関と業務委託契約を締結し、又はコンソーシアムの構成員として受託していること。(「業務実績調書」(様式第2号)を提出すること。)
- ④ コンソーシアムにあっては、幹事事業者は前項①～⑨に該当すること。また、連合体の各事業者は前項①～⑤に該当すること。
- ⑤ 幹事事業者及び連合体事業者を変更することはできません。

3 入札参加申請書等の配布
本市ホームページからのダウンロード

4 入札参加申請

(1) 提出書類

- ① 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式自由)
- ③ 業務実績調書(様式第2号)
※ 当該業務にかかる受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。
※ 上記「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における⑦について、実績を明記すること。
また、⑥、⑧について登録年等を明記し、写しを添付すること。
- ④ コンソーシアムにあっては、協定書・委任状を提出すること。
- ⑤ 平成24年度奈良市物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、次の納税証明書(提出日前3ヵ月以内に発行されたもの：写し可)を提出すること。
a 奈良市に支店等があり納税義務がある場合は、奈良市の納税証明書(奈良市入札用)
b 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成24年9月7日(金)から9月18日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。また、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈

良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参により提出すること。郵送等、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(5) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総合政策部秘書室広報広聴課(担当：広聴係)中央棟5階

5 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には、入札参加承認書(様式第3号)を、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書(様式第4号)を平成24年9月24日(月)までに通知する。

6 提出書類等に関する質問の受付

(1) 本制限付一般競争入札に関する質問ができる者は、上記2「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格事項を満たした事業者とする。

(2) 質問期間

ホームページ公表から平成24年9月12日(水)(午後5時)まで

(3) 受付方法

電子メールにて下記様式の質問書で、件名を「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託」とし、添付ファイルとして送信すること。

(4) 質問の様式

「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託質問書」(様式第5号)を使用すること。

(5) 送付先電子メールアドレス

電子メール：kouhoukouchou@city.nara.lg.jp

(6) 回答方法

電子メールにて回答する。なお、受付期限後の質問には、一切答えない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成24年9月26日(水)午後3時00分から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年9月7日揭示済)

奈良市告示第575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月7日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		

開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション彩虹	奈良県奈良市大宮町三丁目2-39-306	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成24年9月1日 平成24年9月1日
株式会社オフィス彩虹	奈良県奈良市大宮町三丁目2-39-306		

(平成24年9月7日揭示済)

奈良市告示第576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月7日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション彩虹	奈良県奈良市大宮町三丁目2-39-306	平成24年9月1日

(平成24年9月7日揭示済)

奈良市告示第577号

奈良市勤労者総合福祉センター条例(平成15年奈良市条例第18号)第3条の3第2項の規定により、平成24年10月14日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成24年9月7日

奈良市長 仲川 元庸

(平成24年9月7日揭示済)

奈良市告示第578号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年9月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名
奈良市情報系システムサーバ機器更改事業
- (2) 事業範囲
本事業を大別すると次のとおりとなります。
 - (ア) 機器等の調達
 - ・機器等の賃貸借
 - ・本システム利用にあたって5年間分のライセンス
 - ・OSのクライアントライセンス(デバイスCAL)
 - (イ) 設計
作業計画、移行設計、システム設計、運用設計

- (ウ) 作業
機器等の設置、LAN敷設等
 - (エ) 設定
サーバ設定(データ、環境移行含む)、パソコン設定(展開スケジュール等調整作業含む)
 - (オ) 保守、サポート
システム・ソフトウェア保守、運用サポート
- (3) 本稼働の予定
平成25年3月1日から本稼働します。
- (4) 実施場所
奈良市八条五丁目404-1 防災センター 他
- (5) 奈良市情報系システムサーバ機器更改事業に係る仕様
詳細な仕様は、別添1「入札仕様書」のとおり

2 契約方法

- (1) 契約名
奈良市情報系システムサーバ機器等の賃貸借
- (2) 賃貸借期間
平成25年3月1日~平成30年2月28日(60ヶ月分)
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (3) 設置場所
奈良市八条五丁目404-1 防災センター 他
- (4) 契約条項
別添2「奈良市情報系システムサーバ機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり
- (5) 付帯事項
 - (ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続を行い、保険料は納入業者の負担とします。
 - (イ) 賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、奈良市担当者と協議のうえ、無償にて速やかに物品を撤去することとします。なお、サーバを撤去する際には機器の記憶媒体装置内情報が他に漏洩することのないよう必要な措置を講じることとします。

3 入札参加資格

平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、入札参加希望種目(第1~第3希望)のいずれかが「I2:通信機器」、「Q1:賃貸」、若しくは「S2:電算機器関係リース」として登録されている者で、次の条件に定める基準をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
 - (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 - (6) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対して、本事業と同規模程度のネットワーク構築及び保守契約の実績があること。
- 4 入札保証金に関する事項
入札保証金は免除します。
- 5 入札条件
- (1) 入札の方法は、持参入札とします。
入札書（様式第1号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載してください。
 - (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第2号）を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。
 - (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。
 - (4) 入札者が1名である場合、その入札は成立しないものとします。
 - (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめることがあります。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。
 - (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - (7) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とします。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行います。
 - (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、月額賃貸借料と

- し、事業に係るすべての費用を含むものとします。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。
 - (10) この契約は長期継続契約とします。
- 6 入札参加申請について
- この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期間内に提出したうえで、入札参加承認（不承認）書による承認を受けなければなりません。
- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第3号）
※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること。
 - (イ) 保守体制整備証明書（様式第4号）
 - (ウ) 業務実績証明書（様式第5号）
※納入・構築・保守業務実績について、実施主体者ごと（※注）に「業務実績証明書（様式第5号）」を提出することとし、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。
なお、業務実績は、過去5年間に、国・地方公共団体等に対して行った本事業と同規模程度のシステム関連事業とする。
（※注）実際に業務を実施する事業者名において「業務実績証明書（様式第5号）」に記載すること。
 - (エ) 適合規格承認申請書（様式第6号）
適合規格表（様式第7号）
※ メーカーのカタログ（商品名・規格、性能等を記載のもの）又は、技術資料等仕様を証明するものも添付すること。
 - (オ) システム構成図
※ 「適合規格表（様式第7号）」に記載の機器・ソフトウェア構成、数量、接続形態（ネットワークのポート収容図、ストレージ接続のインターフェース、速度も記載すること。）、設置場所がわかるものとする。
 - (カ) 仮想サーバ構成図
※ 仮想OSのリソース割当て図、ハードウェア・仮想OS障害時における縮退運転時の考え方、構成がわかるものも記載すること。
 - (キ) アプリケーションフロー図
※ 時刻同期、メール送受信、Webアクセス、DNS、その他外部との通信を伴うアプリケーションについて、クライアントパソコンまでの区間に経由する機能を含め記載すること。また、メール送受信、Webアクセスは、L G W A N とインターネットへの振り分け手法も記載すること。
 - (ク) 調達ライセンス一覧
※ 本事業で調達するすべてのライセンスの一覧（ソフトウェア名、本数、本数の根拠、ライセ

ンス形態)を記載すること。
 (ケ) 構築業務体制表(様式自由)
 (ク) 保守連絡体制表(様式自由)
 (カ) 入札告示日において、本事業の構築主体者が、ISO9001(品質マネジメントシステム)並びにISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を受けていることを証明する書類の写し

- (1) 提出部数
各1部
- (2) 提出期間
平成24年9月10日(月)から同年9月25日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法
事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。
- (4) 提出場所
奈良市総合政策部情報政策課(担当:情報化推進係)
所在地:奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 中央棟6階
電話番号:0742-34-4768(直通)

7 入札参加申請書等の配布

- (1) 日時
平成24年9月10日(月)から平成24年9月25日(火)まで
- (2) 掲載ホームページURL
<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 情報政策課ホームページ内>

8 現状資料(システム構成図、既存システム一覧等)の閲覧

「3 入札参加資格」に該当する者は、現状構成に係る資料を閲覧することができます。
 「14 問い合わせ先」まで事前連絡の上、閲覧場所にお越しください。

- (1) 期間
平成24年9月11日(火)から同年9月24日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階
情報政策課内

9 入札参加承認について

「入札参加資格審査申請書(様式第3号)」を提出した者には、入札参加承認(不承認)書により、その可否を通知します。

なお、可否通知は平成24年10月3日(水)までに、「入札参加資格審査申請書(様式第3号)」に記載されたメールアドレスに送付します。原本(公印を押印したもの)については後日郵送します。

10 入札の日時及び場所

平成24年10月5日(金)午後1時30分から

奈良市庁舎 中央棟1階 入札室

以下省略

(平成24年9月10日揭示済)

奈良市告示第579号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設(以下「処理加工施設」という。)及び奈良市針テラス情報館(以下「情報館」という。)の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
 奈良市針ヶ別所町1025番地
 奈良市都祁農畜産物処理加工施設
 奈良市都祁農林水産物処理加工施設
 奈良市針町345番地
 奈良市針テラス情報館
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 処理加工施設及び情報館の事業の実施に関すること。
 - ア 処理加工施設の事業の実施に関すること。
 - ① 農畜産物等の加工に関すること。
 - ② その他処理加工施設の設置目的を達成するために必要な事業
 - イ 情報館の事業の実施に関すること。
 - ① 観光の案内及び情報の提供に関すること。
 - ② 「つげの畑高原屋」の運営に関すること。
 - ③ その他情報館の設置目的を達成するために必要な事業
 - (2) 処理加工施設及び情報館の施設の利用届の受理(使用の承認)及び利用(使用)制限に関すること。
 - (3) 処理加工施設及び情報館の施設及び附属設備の維持に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課
 - (2) 申請期間
平成24年9月10日から平成24年10月5日まで
 - (3) 提出書類
奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者事業計画書

- イ 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定

- 管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課
電話0743-82-0201
(平成24年9月10日揭示済)

奈良市告示第580号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成24年9月1日付けで次のとおり指定したので告示します。
平成24年9月10日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関名	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	所在地
医療法人応篤会 おうとくクリニック	医療法人応篤会 理事長 枝川 篤永	腎臓に関する医療	増田 安政	奈良市三条本町8番1号

(平成24年9月10日揭示済)

奈良市告示第581号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年9月8日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年9月10日揭示済)

奈良市告示第582号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年9月10日

- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成24年9月10日揭示済)

奈良市告示第583号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市西部会館市民ホールの事業の実施に関すること。
(2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部文化振興課
(2) 申請期間

平成24年9月12日から平成24年10月2日まで

(3) 提出書類
奈良市西部会館市民ホール指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市西部会館市民ホール指定管理者事業計画書
イ 奈良市西部会館市民ホール指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿
キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他
その他の詳細は、奈良市西部会館市民ホール指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先
奈良市市民活動部文化振興課
電話0742-34-4942
(平成24年9月11日揭示済)

奈良市告示第584号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市北部会館市民文化ホールの事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部文化振興課
- (2) 申請期間
平成24年9月12日から平成24年10月2日まで
- (3) 提出書類
奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
- ア 奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者事業計画書
イ 奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿
キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市北部会館市民文化ホール指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民活動部文化振興課
電話0742-34-4942
(平成24年9月11日揭示済)

奈良市告示第585号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁交流センターの事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持

管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市都祁白石町1026番地の1

奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課

(2) 申請期間

平成24年9月12日から平成24年10月2日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁交流センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市都祁交流センター指定管理者事業計画書

イ 奈良市都祁交流センター指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁交流センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課

電話0743-82-0201

(平成24年9月12日揭示済)

奈良市告示第586号

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を次のように定める。

平成24年9月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正

請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の写し

(2) 消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたもの並びに消除された戸籍の附票の写し

(3) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2(第2項及び第6項を除く。以下同じ。)又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申込みの日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。)

(2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ奈良市本人通知制度登録申込書(別記第1号様式)により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他の本人であることを証す

るため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 申込者は、本市に住所がない場合には、前項に規定する書類等と併せて住民票の写しその他住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 登録の申込みを代理人によりしようとするときは、前2項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。
 - (2) 法定代理人以外の者 委任状
- 5 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により本人による申込みであることを証するための資料（写し可。）を添付して、第1項の申込みをすることができる。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
(事前登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奈良市本人通知制度登録者名簿（別記第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、第三者に住民票の写し等を交付した際に、登録をした者（以下「登録者」という。）に係るものであることを事務従事者が確認できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 登録者の登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して3年とする。
- 4 登録期間が満了する登録者で引き続き登録を希望するものは、当該期間が満了する日の1箇月前から前日までの間に登録更新の申込みをしなければならない。
- 5 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申込みについて準用する。
- 6 登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とする。
(登録の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所、その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、奈良市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（別記第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。
(本人通知)

第7条 市長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、奈良市住民票の写し等交付通知書（別記第4号様式）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に掲げる業務に係る申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) その他市長が特別な事由があると認めたとき。

2 前項に規定する奈良市住民票の写し等交付通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分
(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第5条第3項の規定による登録期間が満了したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により住民票が職権で消除されたとき。
- (5) 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月3日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市本人通知制度登録申込書
(新規・更新)

年 月 日

(宛先)

〒

申込者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

区分 : 1 本人 2 法定代理人 3 代理人

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

登録者氏名	フリガナ _____ ㊟	生年月日	明・大・昭・平
		連絡先	TEL <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()
住所	〒 _____		
本籍		筆頭者	

代理人等が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人等の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他の代理人()		
氏名	フリガナ _____ ㊟	連絡先	TEL <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()
住所	〒 _____		

通知を希望する住民票等の種類

証明書種別	住民票 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除かれた住民票の写し <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 除かれた住民票の記載事項証明書	戸籍 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 除籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍)記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 改正原戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 改正原戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 附票(除附票)の写し
住所	奈良市	
本籍	奈良市	筆頭者

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)をご提示いただきます。

(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。

(3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)を添付してください。

(4) あなたの住所が奈良市以外の場合は、個人住民票(本籍、続柄の表示なし)を添付してください。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	住記入力	戸籍入力	名簿	資格 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	本人等確認書類 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	備考
平 . . .	平 . . .	平 . . .	第 号	登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、奈良市において、この制度により登録をした者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

本人等とは・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に奈良市住民票の写し等交付通知書を送付します。

3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・ 住民票の写し等の交付年月日
- ・ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者）

4 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをできない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。

5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 登録希望者又は登録者が疾病等により直接、申込みすることができない場合
- (2) 他の市町村に居住している場合

6 郵便等により登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、申込本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。

7 登録者の登録期間は、本人通知制度登録者名簿に登録した日から3年とします。引き続き登録を希望する方は、当該登録期間が満了する日の1箇月前から前日までの間に登録の更新をしなければなりません。

8 転出、転居等により住所に変更が生じたとき、また、婚姻、縁組等により氏名に変更が生じたとき等登録した内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

9 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は登録期間が満了したときは登録を廃止します。

第2号様式(第5条関係)

奈良市本人通知制度登録者名簿

番号	登録年月日 登録満了日	氏名	生年月日	住所及び本籍	性別	連絡先 (電話番号)	備考
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
	年 月 日 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	住所 本籍	男・女	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	

第3号様式(第6条関係)

奈良市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

(宛先)

〒

申込者 住所

氏名

㊟

区分 : 1 本人 2 法定代理人 3 代理人

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定により、次のとおり(登録内容の変更・登録の廃止)を届け出ます。

登録者氏名	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平
	㊟		年 月 日
住所	〒	連絡先	TEL
	—		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()

登録の内容を変更する場合

変更内容	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他()
変更前	
変更後	

登録の廃止をする場合

住所	奈良市		
本籍	奈良市 筆頭者		
証明書種別	住民票	戸籍	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 除籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍)記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 改正原戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 改正原戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 附票(除附票)の写し
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除住民票の写し <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 除記載事項証明書		

代理人等が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人等の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他の代理人()		
登録者氏名	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平
	㊟		年 月 日
住所	〒	連絡先	TEL
			<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)をご提示いただきます。

(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。

(3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)を添付してください。

(4) あなたの住所が奈良市以外の場合は、個人住民票(本籍、続柄の表示なし)を添付してください。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	住記入力	戸籍入力	名簿	資格	本人等確認書類	備考
				<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
平 . . .	平 . . .	平 . . .	第 号	登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、奈良市において、この制度により登録をした者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

本人等とは・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に奈良市住民票の写し等交付通知書を送付します。

3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・ 住民票の写し等の交付年月日
- ・ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者）

4 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをできない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。

5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 登録希望者又は登録者が疾病等により直接、申込みすることができない場合
- (2) 他の市町村に居住している場合

6 郵便等により登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、申込本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。

7 登録者の登録期間は、本人通知制度登録者名簿に登録した日から3年とします。引き続き登録を希望する方は、当該登録期間が満了する日の1箇月前から前日までの間に登録の更新をしなければなりません。

8 転出、転居等により住所に変更が生じたとき、また、婚姻、縁組等により氏名に変更が生じたとき等登録した内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

9 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は登録期間が満了したときは登録を廃止します。

第4号様式(第7条関係)

号 日
年 月
第 年

様

奈良市長

印

奈良市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により通知します。
なお、第三者へ住民票等の写しを交付した内容については、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)の規定に基づき、本人により開示請求することができません。ただし、開示請求が認められた場合においても、奈良市個人情報保護条例の規定による範囲内での情報が開示されることとなります。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日	代理人・第三者
交付した住民票の写し等の種別及び通数(件数)	(通・件)	
交付した住民票の写し等の交付請求者の区分		

(平成24年9月12日揭示済)

以下省略

(平成24年9月13日揭示済)

奈良市告示第587号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年9月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

奈良市告示第588号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 第1 入札に付する事項
 - 1 件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
 - 2 貸付期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで
 - 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
	奈良市役所中央棟	地下1階	1.34㎡	1	
	奈良市消防局・南消防署併設庁舎	1階食堂内	2.06㎡	2	
	奈良市消防局西消防署	1階廊下	1.21㎡	1	
	奈良市消防局北消防署	1階洗面所内	0.88㎡	1	
	奈良市消防局中央消防署	2階コピー室内	0.98㎡	1	

①	奈良市消防局東消防署	1階機械室前	1.21㎡	1	615,942円
	奈良市消防局中央消防署南部分署	1階事務所北出入口前	0.91㎡	1	
	奈良市消防局東消防署東部分署	1階廊下	0.91㎡	1	
	奈良市消防局東消防署月ヶ瀬分署	1階仮眠室出入口前	0.91㎡	1	
	奈良市消防局西消防署富雄分署	1階車庫内	1.10㎡	1	
	奈良市消防局中央消防署佐保分署	1階車庫東側	0.88㎡	1	
	奈良市消防局奈良市防災センター	2階ロビー	1.21㎡	1	
	奈良市消防局南消防署西大寺分署	2階待機室内	0.91㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、3年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない法人であること。

- (1) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (2) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納している者
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (6) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア 奈良市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 奈良市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が奈良市と契約を締結すること又は奈良市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、奈良市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて奈良市との契約を履行しなかった者

カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布場所並びに配布期間

1 配布場所 奈良市総務部管財課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 北棟5階)

2 配布期間 平成24年9月14日(金)から同年10月2日(火)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

第4 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格をみたす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。

(1) 提出期間 平成24年9月14日(金)から同年10月2日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 第3の1に同じ。

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に

参加することができません。

3 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成24年10月5日(金)に発送します。

第5 入札説明及び現地説明会
実施しません。

第6 質疑に関する事項
一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

1 提出先 第3の1に同じ。
メールアドレス kanzai@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成24年9月14日(金)から同年9月21日(金)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 回答日 平成24年9月26日(水)
すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載するとともに、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)管財課にて閲覧に供します。

第7 入開札に関する事項

1 入札方法 持参入札
(1) 入札書は、1法人につき1通とします。
(2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字及び物件番号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。
(3) 落札決定にあたっては、貸付期間中(3年間)の貸付料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

2 入開札の日時 平成24年10月15日(月)
午後1時30分
入札完了と同時に開札します。

3 入開札の場所 奈良市役所 西棟1階 入札室
以下省略
(平成24年9月14日揭示済)

奈良市告示第589号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により認定した公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等に係る一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので同条第6項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成24年9月14日
奈良市長 仲川元庸

1 一団地の区域の地名地番
奈良市朱雀五丁目2番1、2番2及び2番3

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 平成24年9月14日
(2) 認定番号 奈良市指令整建第52号

3 関係図書の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課
(平成24年9月14日揭示済)

奈良市告示第590号

平成24年奈良市告示第193号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年9月15日
奈良市長 仲川元庸

次のよう省略
(平成24年9月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年9月3日
奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項
鉛給水管布設替、奈良市青山七丁目地内ほか3件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局
電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年9月3日揭示済）

奈良市水道局告示第35号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈
良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈
良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規
程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年9月14日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社荻原製作所 大阪支社西 大阪支店	代表取締役社 長 矢後 夏之助	大阪府大阪市西 淀川区佃四丁目 7番3号	平成24年 9月3日

（平成24年9月14日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第17号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を公募し
ますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手
続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の
規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月3日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市奈良阪町1731番地
奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの事業の実施に関
すること。

ア 青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関する
こと。

イ 青少年のレクリエーション活動に関すること。

ウ 青少年の指導者の研修に関すること。

エ その他奈良市黒髪山キャンプフィールドの設置の
目的を達成するために必要な事業

(2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使
用制限に関すること。

(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設
備等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

3 指定予定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局 教育総務部 地域教育課

(2) 申請期間

平成24年9月3日から平成24年9月28日まで

(3) 提出書類

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者指定
申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者事業
計画書

イ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者収支
予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明
書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに
類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸
借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる
書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その
他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿

キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村
民税の滞納がない旨の証明書

ク 団体の代表者が平成23年度分の個人市町村民税の
滞納がない旨の証明書

ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団
関係者を再委託先としない旨の誓約書

コ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係
る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定
管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市黒髪山キャンプフィールド指
定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局 教育総務部 地域教育課
電話0742-34-5366

（平成24年9月3日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第15号

平成24年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成24年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,015人
6分の1の数 50,125人
3分の1の数 100,249人

(平成24年9月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成24年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年9月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田 善至

- 1 日時
平成24年9月14日（金） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - (4) 水田利用転換届出について
 - (5) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
 - (7) 知事許可について（8月許可分）

(平成24年9月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第18号

本日、次の者が予算決算委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成24年9月4日

奈良市議会議長 土田 敏朗
委員長 山口 誠
副委員長 高杉 美根子

(平成24年9月4日揭示済)